

令和5年度 障害者支援施設 実地指導結果

所在地	運営主体	事業所名	指導監査実施日	文書による指導の内容	指導に対する是正状況	備考
中土佐町	社会福祉法人大野見福祉会	障害者支援施設せせらぎ園	R5.7.24	なし		
香美市	社会福祉法人高知県知的障害者育成会	かがみの育成園	R5.9.1	なし		
仁淀川町	高吾北広域町村事務組合	障害者支援施設湖水園	R5.10.12	施設障害福祉サービスを行う事業（施設入所支援及び生活介護）において、入所前に併設の短期入所を15日間利用し、日を空けることなく、引き続き施設に入所した者について、加算限度日数を超えて初期加算及び入所時特別支援加算を算定していた事例が認められた。 初期加算及び入所時特別支援加算は入所直前の短期入所の利用日数を30日から差し引いて得た日数（利用開始から暦月で30日間に限る。）に限り算定すること。併せて、これに伴う過誤請求など必要な措置を講ずること。	改善済	
四万十市	社会福祉法人一条協会	障害者支援施設わか心寮	R5.11.27	なし		
四万十町	社会福祉法人明成会	障害者支援施設オイコニア	R5.11.28	なし		